

2021年8月23日

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1

会社名 アビックス株式会社

代表者名 代表取締役社長 廣田武仁

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

本吸収分割に係る吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本吸収分割に際して普通株式9,836,066株を新たに発行し、その全てを分割会社に割当交付いたします。割当株式数については、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが分割会社の作成した事業計画をもとにDCF法により算定した事業価値の923百万円から1,319百万円を踏まえて、財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で本会社分割について慎重に協議した結果、対象事業の事業価値を1,200百万円とし、2021年2月1日～2021年7月30日の当社の平均株価122円をもとに決定したため、当社はその内容は相当と判断しております。また、本吸収分割により増加する当社の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、本吸収分割後の当社の資本政策等を考慮し、会社計算規則に基づき以下のとおり決定したものであり、相当と判断しております。

- ① 資本金 金 600 百万円
- ② 資本準備金 金 600 百万円
- ③ その他資本剰余金 金 0 円
- ④ 利益準備金 金 0 円

3. 会社法758条第8号に掲げる事項（会社法施行規則第192条第2号ロ）

分割会社である株式会社プロテラスは、割当交付された当社株式につき、その全てを剰余金の配当により株式会社プロテラスの株主である株式会社テラスホールディングスに対して交付します。なお、株式会社プロテラスの剰余金の配当に関する株主総会は、2021年9月17日に開催予定でございます。

- ① 配当財産の種類 アビックス株式会社 株式 9,836,066株
- ② 配当財産の帳簿価格 1,200百万円
- ③ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 該当事項はありません。
- ④ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 2021年11月1日

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

当社の 2021 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 1,369 百万円、負債の額は 882 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。本吸収分割により、当社が分割会社から承継する資産の額は約 250 百万円（2021 年 11 月 1 日時点の見込み）、負債の額は 0 円（2021 年 11 月 1 日時点の見込み）であります。また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されておりません。以上より、本吸収分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

以上

別紙 1 吸収分割契約書



吸収分割契約書

株式会社プロテラス（本店：東京都港区赤坂四丁目13番13号、以下「甲」という。）及びアビックス株式会社（本店：神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1、以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、甲のデジタルサイネージ事業（但し、風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除く。以下「対象事業」という。）を乙に承継させるため、本契約に従い吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。

第2条（効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「本クロージング日」という。）は、2021年11月1日とする。但し、本クロージング日は、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、契約、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、(i) 法令、条例等により本吸収分割による承継ができないもの、又は(ii) 本吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する対価）

乙は本吸収分割に際し、その対価として、乙の普通株式 9,836,066 株を甲に交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の額は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 資本金 | 金 600 百万円 |
| (2) 資本準備金 | 金 600 百万円 |
| (3) その他資本剰余金 | 金 0 円 |
| (4) 利益準備金 | 金 0 円 |

第6条（剰余金の配当）

甲は、本クロージング日において、第4条により取得した乙の普通株式のすべてにつき、剰余金の配当を行う。

第7条 (株主総会の承認)

甲及び乙は、本クロージング日の前日までに、それぞれ、株主総会を招集し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項(第6条の剰余金の配当を含む。)に関する決議を求める。

第8条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後、本クロージング日までの間、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 本クロージング日の前日までに第7条に定める甲又は乙の株主総会において本契約の承認及びその他本吸収分割に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (2) 本契約第10条の規定に従い本契約が解除された場合

第10条 (本契約の条件変更及び解除)

1. 本契約締結の日から本クロージング日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後から本クロージング日までの間に、自己の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合又はかかる変動が生じる具体的なおそれが生じた場合には、速やかに相手方当事者に対して書面で通知する。

第11条 (競業禁止義務の排除)

甲及び乙は、本吸収分割に関し、会社法第21条の規定が適用されないことを確認する。


第12条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、甲及び乙協議の上、これを定める。

[以下余白]

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年8月2日

甲： 東京都港区赤坂四丁目13番13号
株式会社プロテラス 
代表取締役 岩切 敏晃

乙： 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
アビックス株式会社 
代表取締役 廣田 武仁

別紙 承継権利義務明細表

乙は、本吸収分割により、本クロージング日における甲の対象事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

1. 承継する資産

(単位：千円)

勘定科目	承継の基準	承継額
現金及び預金、前渡金	対象事業にかかるものすべて	250,000
資産計		250,000

2. 承継する負債

該当無し

但し、本クロージング日までに発生する従業員に対する賃金支払債務その他甲とその従業員との間の雇用契約に基づき又はこれに付帯して発生する一切の債務は承継対象から除外する。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本クロージング日の前日時点で甲に在籍する従業員のうち、対象事業に主として従事する従業員については、乙が引き継ぎ、以後、乙の従業員として雇用する。

(2) その他の契約（雇用契約を除く）

甲は乙から、対象事業に必要な契約における契約上の地位及び同契約から生ずる一切の権利義務を承継する。

以上



第 5 期 決 算 公 告

令和3年1月18日

東京都港区赤坂四丁目13番13号

株式会社プロテラス

代表取締役 岩切 敏晃

貸借対照表の要旨

(令和2年9月30日現在) (単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流 動 資 産	1,503,746	流 動 負 債	984,763
固 定 資 産	174,529	固 定 負 債	36,148
		株 主 資 本	657,363
		資 本 金	40,000
		資 本 剰 余 金	31,811
		資 本 準 備 金	5,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	26,811
		利 益 剰 余 金	585,553
		利 益 準 備 金	5,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	580,553
		(うち当期純利益)	(412,431)
資 産 合 計	1,678,275	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,678,275